

REEL No. 1-1097

0054

普通
第 219 號
12. 25

館事領總本日坡嘉新在

附屬書類添付
總理
公 茅 一 五 號
大正十二年 十一月 一日
在 嘉 坡
總領事 浮田 郷 次
外務大臣 伯耆内 田 康 哉 殿
英領南洋法令要録 第八月號
右一部別冊及印送付候伺 所 査 閱
相成度候 教 具

綴込名

松

第八號

大正十二年八月五日

在新加坡帝國總領事館

英領南洋法令要録 (八月號)

第一門 海峽殖民地

一、船舶法細則中改正 (六月二十九日官報告示才二六號)

一九二二年十月二十五日立法會議ノ承認ヲ經タル一九二二年

客船規則才三十一條才三及才四級ニ左ノ一項ヲ加フ

(丙) 百二十五噸以上ノ汽船ニシテ五十人以上ノ旅客ヲ搭乗

セシムルモノハ 其ノ兩舷ニ速時引下ケニ便ナル様サナリトモ

一艘ノ端艇ヲ備ヘザリヘシ

二、諸年報 (六月二十九日官報告示)

左記年報公表ナル

一九二二年海峽殖民地警察年報 附録才六〇號

全 財務年報 " 才六一號

全 陳德全病院年報 " 才六二號

全 所得稅年報 " 才六三號

三、蔗園生產制限法改正法成立 (七月六日官報告示才二六號)

本改正法案ハ六月二十五日立法會議ヲ通過シ七月三日

總督ノ認可ヲ經テ法律トナレリ即チ一九二二年蔗園

輸出制限法及其ノ後、於ケル各修正法ハ同時ニ廢止

トナレリ

四、產婆法成立 (七月十三日官報告示才二六號)

本誌所載本法案ハ六月二十五日立法會議ヲ通過レ本月

七日總督ノ認可ヲ經テ成立セリ

五 諸行外許可手数料 (七月二十日官報告示第一六四號)

法律第三七號 手数料法、據り總督ハ一九二一年一月二十

五日告示第一〇五號 本件手数料額ヲ改正セリ右ハ主ト

シテ支那人土人等ニ適用サルヘキモノナルカ該手数料

額ハチンがい附行列百弗ヲ最高トシ其ノ他冠婚葬

祭ノ場合ニ於ケル行列、討シ其ノ参加員及音楽ノ有

無、ヨリ料金額ヲ定メ而シテ普通ノ一學校ノ行列又ハ

葬式、就テ、毎料トナリ居レリ

右手数料ハ警察部ニ功手貼附納入スルモノトス

六 議事録 (七月二十日官報附録)

六月二十五日立法會議々事録公表セラル殖民地教育問題

ニ關スル回答等アリ

七 茂漢生産制限法施行細則 (七月二十七日官報告示)

茂漢生産制限法施行細則 (七月二十七日官報告示)

(一九二三年)

本施行細則ハ本門第三項茂漢生産制限法改正法

ニ基キ定メラレタルモノニシテ全則五十一條ヨリ成リ

公布ノ日ヨリ施行セラレ同時、一九二二年茂漢輸出

制限法、一九二三年同修正法及一九二二年茂漢販賣商

法ノ若施行細則ハ夫々廢止セラレタリ

第二刊 聯邦州

一、諸年報

(七月十三日官報)

- (一) 一九二二年年度總務長官年報
- (二) 左 教 育 年 報
- (三) 左 貿 易 年 報

(七月二十七日官報)

- (一) 一九二二年年度ラ州行政年報
- (二) 左 共同組合年報
- (三) 左 衛生 年報

二、議事録(七月二十七日官報)

五月二十九日聯邦州立法會議委員會ノ護漢輸出制限法案ニ對シテ審議事項ヲ掲シ

(三) 輸出税課税 評定價(七月二十七日官報告示第4425號)

右ハ本年三月二十三日官報告示第1460號ヲ以テ公示セラルタル分ニ代リ本年八月一日ヨリ適用セラルキ本件評定價表ナリ今試ニ主ナル物品ノ評定價格ヲ對比スルニ左ノ如シ

八月一日ヨリ適用

四月一日ヨリ六月三十日まで適用セラルタル

コ、ナソト	千箇ニ付	四一四〇	四一七〇
珈	噸(リリヤン)担付	四六二五	四九、五五
全	(口バスタ)	三四二五	二九、一〇
エブラ	"	一〇、二〇	一〇、五五
カタハリーヤ	"	四八〇、〇〇	四八〇、〇〇
夕ヒオカ	"	"	"
フレイク	"	九、六五	八、六五

パール	最上品	一担	一六九〇
牛皮(乾)		一担	三三四〇
鹿皮		一枚	六八一五
牛角		一担	五二〇
陶土		一担	三〇〇〇

			一七四〇
			三〇一〇
			八〇八五
			五六五
			三〇〇〇

REEL No. 1-1097

0058

第三十 柔佛州

一、法案成立(七月十日、官報附録)

左記諸法案ハ成立レ公布セラル

一九二三年法律第四號 破産法

左 第六號 外國人制限法

左 第八號 劇毒法修正法

三、護漢輸出制限法改正法案(七月十六日官報附録外告示第三號)

本案ハ護漢制限シ一層取締ラントスル趣意ニ出テ

ルモノニテ従来細則ヲ以テ規定サレタル訴訟手續ノ

大部ハ之ヲ主法中ニ收メタリ其ノ他改正ノ主ナルモノハ

(一) 護漢ノ定規中ニハ製品ヲ包含マシメ

(二) 護漢監督官ノ任命権

(三) 輸出税額ノ主法中ニ規定レ

(四) 貯蔵護漢統計作成

(五) 護漢ライセンヌ又ハ割符ノ賣買ヲ再令不法トラシメ

タル事一筆ナリ

第四訂 英領北ボルネオ州

一、ベンジン類輸入税率（七月官報告示オニ五號）

一九二六年開税法第十三條、ヨル一九二〇年告示オニ四號、税率ヲ修正シ加へ、自今ベンジン類ノ輸入税率ヲ左ノ通り改メ

ペトル、ベンジンカスリン其他同種ノ油又ハ酒精一ガリ付 二十五仙

二、港税及燈台税（七月二日官報告示オニ七號）

一九二四年港税法第十五條、基キ九ノ通り港税及燈台税ヲ仕拂フヘシ

(a) 出港船舶全簿尾数ニ應シ一噸毎、 五仙

(b) 地方的航行船舶ハ其ノ全簿尾数ニ應シ一噸毎、 八十五仙

毎年前納ノ事

一九二四年告示オニ八號ハ之ヲ廢止ス

第五訂 マラワク州

一、茂漢輸出証明規則（六月十三日官報告示オニ五號）

本年七月一日以降、マラワク州ヨリ海峡殖民地ニ輸出スル一切茂漢ハ、(a) 輸出者名、(b) 茂漢ノ品名、(c) 個数、(d) 純量、(e) 生産地方名ヲ具シタル原産地証明ヲ附スルヲ要ス

Handwritten signature or initials.

館事領總本日坡嘉新在

普通
受第 274 號
12.10.26

附屬書類

大正十二年十月二日
綴込名

監理課

別紙添付

新嘉坡
總領事浮田御次

Seal impression

外務大臣男爵伊集院彦吉殿

一、美領南洋法令要録、十月號

一、煙草政策調査資料、二六

右別紙、用及御返付候所、御査閱相成

度候、敬具

REEL No. 1-1097

0061

第一。冊

大正十二年十月五日

五新嘉坡

日本總領事館

英領南洋法令要録 十月號

オーストラリア海峽植民地

一 勞働法 (八月三日官報告示第一三五四號)

豫テ立法會議ニ附議セラレタル勞働法案

七月三十日命令議ヲ通過シ八月二十七日總督

代官ノ認可ヲ經一九月三年法律第一四號ト

シテ公布セラレ本法ニ出テ官報ヲ以テ告示セラル

ベキ日ヨリ實施セラルベキナリ

本法第一編規定ノ條、例、蘭領東印役ニ於

ケル一九〇八年制定勞働者保護法ノ抵觸ニカ
ル範圍ニ於テ蘭領東印役土人ニ適用スベ
キモノナリ

二 義勇兵法改正法案 (八月三十日官報告示第一三五五號)

規程一九二二年制定法律第一三〇號 義勇兵

法ニ著本ハ陸軍省向ノ意、添ハカルモノナリ

ニテ、茲、之ヲ改訂案ヲ提出セルモノナリ

三 マラッカ、キヤラージ規則 (八月三日官報附録第一八二號)

市制法第五七條、第一項ニ基キ、マラッカ、市、於テ

ル、キヤラージ建設使用ニ關スル規則ヲ定メ

ルモノナリ

四 マラッカ市護法加工場規則 (八月三日官報附録第一八二號)

市制法第一二四條、及第一三七〇條、基キ護法者

(ア) ワー、カチパーチャ、ビエルトン等) 加工場、果物
規則ヲ定メシムルナリ。

五、三州人合登録免除 (九月十日官報告示、第一四三二號)
三州人合、九月七日附、以テ結社法、コレ登
録ノ免除、サレリ。

六、又兄合登録免除 (九月二十日附官報告示、第一四九〇號)
新嘉坡日本人小学校、又兄合、九月八日附、以
テ結社法、據ル登録ノ免除、サレリ。

七、助産師法施行期日 (九月二十日官報告示、第一四七七號)
是、改正セラレシ新助産師法、本年十月一日
以降、新嘉坡及暹南、施行セラル。

八、通貨法 (九月六日官報告示、第一五〇九號)
右一九二三年法律、第一五號、トシテ公布セラル。

九、詐偽的負債法 (九月二十日官報告示、第一五〇號)

右一九二三年法律、第一六號、トシテ公布セラル。

一〇、一九二四年没歳出豫集案 (九月三十日官報告示、第一五二二號)

一九二四年没歳出、海峽、地蔵出豫集案、之ハ心
行政費豫集案、總額、二四、三三〇、四八三、非、ニシテ三九
款、ニ分ソル。

一、護法制限規則中改正 (九月三十日官報告示、第一五二三號)

旧規則、第四五條、又、第四八條、之、改正ス
第四五條、護法、左記ノ場合、除、外、新、の
扱、及、使用、陸、場、ヲ、レ、コ、ト、シ、テ、保、不、

(a) 午、為、合、時、了、午、後、三、時、ヲ、テ、ノ、間、
以、新、の、扱、之、於、テ、新、の、扱、河、カ、ラ
ン、河、ロ、リ、ケ、レ、一、河、ク、ラ、イ、ト、テ、レ、ス、

この路、海軍司令部上陸地、及似向に於
テ、ポート路及プラケル路ノ間
(C) 輸出入向長發給、陸揚許可書ヲ提
出スル事。

第四八條 第四五條乃至第四十八條ノ規定ニ登
録噸數五十噸以上ノ汽船ニテ新
嘉坡又ハ似向埠頭ニ直接陸揚
セラル、護港、迄ナシ。

- 一、日本料、埋入組合解散確定(九月三日官報告示第553号)
- 一三、識事録(九月三日官報附録第944号)
- 九月三日ノ立法會議々事録分表サレ新嘉
坡海軍根據地賦納手續、畢リタル後督
ノ釋明者アリ。

第二門 聯邦

- 一、毒刺葉法修正法(八月三日官報附外告示第519号)
本法案〇七月一日聯邦會議ノ通過シ一九二三年
法律第117号トシテ公布セラル。
- 二、兒童法修正法(八月三日官報附外告示第519号)
本法案〇七月十日聯邦會議ノ通過シ一九二三年
法律第117号トシテ公布セラル。兒童保護ニ関
シ一九二三年勅令ノ立法一部ヲ修正セル事。
- 三、武裝法修正法(八月三日官報附外告示第519号)
該修正法案〇七月十日聯邦會議ノ通過シ一九
二三年法律第117号トシテ公布セラル。
- 四、違警罪法修正法(八月三日官報附外告示第519号)
一九二〇年違警罪法、修正シ加ヘタルモノニテ

七月一日 昭 邦令 議ノ 通過ニ 一九二三年 法律
 五 號 トレテ 公布セラル 陸 海ノ 之ニ 關スル 本 邦
 旅 館 等ニ 於テ 飲 酒 取締ニ 關スル 事ノ 一
 五 號 石 法 (八月三日 官報 附録 外 告 示 第 五 三 九 號)
 本 法 施 行 後、於テ 免 状ノ 受ケル 後、ア 下 列 各
 (1) 飲 酒 所 入レ 込 飲 酒 所 所 以 設 立シ 飲 酒
 所ノ 附 屬 所 等ノ 設 立 及 保 護 所 等ノ 設 立 一 九 二 三
 年 法 律、第 一 六 號、ト レテ 公布セラル
 六、財 政 年 報 (九月 七日 官報 附録)
 一九二三年 十二月 三十日ニ 終ル 昭 邦 冊 成 入 歳 七 報
 告 台 表 セラル
 七、勞 働 法 施 行 期 日 (九月 官報 附録 外 告 示 第 五 三 九 號)
 一九二三年 勞 働 法、本 年 十 月 一 日ニ 實 施 セラル

八、罪 刑 法 實 施 期 日 (九月 三日 官報 附録 外 告 示 第 五 三 九 號)
 最 初 施 行 セラル 一九二三年 改 正 罪 刑 法、本 年
 十 月 一 日ニ 施 行 セラル
 九、罪 刑 法 係 諸 書 式 (九月 三日 官報 附録 外 告 示 第 五 三 九 號)
 罪 刑 法、其 諸 書 式 台 示 セラル
 一〇、輸 出 禁 制 品 (九月 三日 官報 附録 外 告 示 第 五 三 九 號)
 改 正 後 罪 刑 法、第 一 七 條、ニ 關シ、セラル 條 限、
 若シ 總 務 長 官、左 記 諸 品、ニ 對シ 免 許 状、ヲ
 以テ スル 外、之ノ 輸 出、ヲ 禁 止 セル
 (一) 陶 土
 (二) ホ ッ ク シ ャ、フ ェ ル ス パー (ソーダ、フ ェ ル ス パー)
 (三) チ ャ イ ナ、ス トー
 一一、輸 出 禁 制 品 (九月 三日 官報 附録 外 告 示 第 五 三 九 號)

左記諸品は英國・美屬領外ノ諸港ニ於テ輸出スルノ禁ハズ

標葉 コカイニシテ業外品外ノ標發物 銃器 阿片

一三 輸入禁制品 (九月ニシテ官報附録告示アリキハ除外)

粗米 (ハチイ) ヲクシテ地方官ノ發給セルライセン

ス、ソシラズルハ外國ニシテ除外シテ地方ニ於テ輸入

スル事ヲ禁止ス

一三 輸入税免除 (九月ニシテ官報附録告示アリキハ除外)

左記諸品ニ對シテ輸入税ノ仕拂ヲ免除ス

ル

(a) 海軍外務部ノ為ニ於テ輸入スル酒精 酒精

及ヒトロウウキ、イーサー

(b) 海軍外務部ノ為ニ於テ輸入スル葡萄酒 酒精

葉用酒精

(c) 葉用葡萄酒外ノモノニテ重量ニパーセント以上ノ

アルコールノ含有スル英國葉局法準據ノ方

劑

一四 税率規則 (九月ニシテ官報附録告示アリキハ除外)

本規則ニ於テ (A) 輸入及輸出ノ港及場所 (B) 税率

徵收者 (C) 貨物陸揚又ハ積荷地名 (D) 執務

時間 (E) 執務時間外取扱手数料 (F) 税率

倉庫及倉敷料 (G) 有税品ノ輸入 (H) 特種

物品ノ輸入免狀發給規定 (I) 運搬及計量科

(J) 有税品ノ荷造 (K) 貨物積替 (L) 有税品

保護及搬出 (M) 標又ハ箱ノ有税品ノ数量ニ對

シ詳細ノ規定ヲ設ク

五、關稅（九月二十六日官報附錄告示第一〇一號）

本告示以下之聯邦非ニ於ケル輸入及輸出稅額
ノ分布セルカ右ノ内容、於テ九月二十六日附
館調査資料、オニ云、馬來聯邦邦ノ關稅
ト差異セルヲ認メス。

一、消費稅施行期日（九月二十六日官報附錄告示第一〇二號）

本告示本年十月一日ヨリ施行セラル

一、消費稅施行期日（九月二十六日官報附錄）

右諸規則、告示第一〇三號、一〇四號、一〇五號

ニ於テ之ヲ以テ告示セル

六、輸出稅評定令（九月二十六日官報附錄告示第一〇六號）

（第一〇九號）

十月一日以降、準據スルニ於テ輸出稅評定令告示セル

第三門、柔佛州

一、養子扶養法（九月二十六日官報告示第一〇四號）

柔佛國務會議、提出サルニ於テ、該法案、養子扶養ノ

ル右ニ據ル夫々親ニシテ、其妻又ハ嫡子ヲ扶養ノ

義務ヲ怠ル者ニ對シ、マカストレート、之ニ於テ、養

子命ニ又庶子ニ對シ、マカストレートニ於テ、毎月

拾弗以内ノ扶養料ノ又出シ命タル事ヲ得ルニ

ニシテ、又夫妻別居方ニ罷スル規定罰則并ノ設

テ

最後ノ條項、於テ英領又ハ保護領ト相互的

施行ノ規定ヲ

ニ震災救濟令（九月二十六日官報告示第一〇三號）

柔佛邦以テ救濟令トシテ、又出シ、式萬五

千載ノ義令ニ據ル美大使及當館員トノ電
報ニ據テ符号表ニ示ス

第四門 美領北州

一 港税及燈臺税(九月一日官報告示ニ依リ)
本誌第八号第四門ニ項所載港税及燈臺
税ノ十倍以上ノ總テノロウケニ課スルハ
本令ノ施行リ一九二四年一月一日以降ト定メラル

普通
第 8 / 號
12.9.3

館事領總本日坡嘉新在

公第 一九三號
大正十二年八月十四日
在新嘉坡
總領事 浮田 郷
外務大臣 伯耆内田 康哉 殿
海峽殖民地現行法規抄譯集
送付ノ件
為殖民地再訂法規全集中執務上特
必要ト認ムル法律ノ綱要ハ曩ニ本年
三月二十七日付公第 七十一號ヲ以テ送付シ
次ヲ六月一日付公第 一三六號ヲ以テ前編



外 176

館事領總本日坡嘉新在

ノ進補小レテ一九二〇年以降ニ於ケル新法
規抄譯及御送付置候處右ハ在留
民ノ法律手引トシテ裨益スル所不
勘旨ヲ以テ今般此地日本人實業協会
ニ於テ取纏メ印刷ニ附レ候、就テハ該
印刷物十部別便ヲ以テ及御送付矣條
御査閱ノ上南洋協会其他適宜ト認
メラル、向、配布方可然御取計相煩
度其般申進候敬具
本抄譯送付先 台灣總督 存

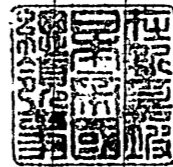
附屬書類添付

監理課

普通
受第 305 號
2.12.1

館事領總本日坡嘉新在

公第 263 號	大正十二年十月三十日 綴込名	別紙添付	右新嘉坡	總領事浮田郷次	外務大臣男爵伊集院彦吉殿	美領南洋法令要録、英十一月號	右一部別冊例月、用、及御送付	候間御査閲相成度候致具
----------	----------------	------	------	---------	--------------	----------------	----------------	-------------



封

第一二號

大正十二年十一月五日

立新嘉坡日本總領事館

美領南洋法令要録(十月號)

第一門 海峽殖民地

一、一九三二年海峽殖民地貿易統計(十月音官報附録、九三三)

二、合 労働年報(九三三)

三、合 樹木年報(九三三)

四、合 マラカ年報(九三三)

右、何、有、差、ル、調査資料ナリ

五、船舶法関係資料改正(十月音官報告、九三三) 海峽殖民地船舶法関係資料中、海

員庶入止、船舶検査、水先免状料新
 嘉、級南水先免内料、日曜号、役
 許可料、其他、集スル諸手数料表
 一、改正ヲ見ヨリ
 (右可敷料改正表、當館ニ作成シテリ)
 六、級南山鉄道規則(十月二十日官報外告示、一七五九號)
 七、級南鉄道賃答賃銀(十月二日官報告示、一七五九號)
 八、發州橋、許可(十月二日官報告示、一七五九號)
 岩倉氏、豫テ出願中、化學的羊毛
 剪毛法、發州橋、許可セラル
 九、新嘉坡市豫集案(十月二日官報附録、一七五九號)
 則一、九二四年、改本、市豫集案、提出セラル
 之、レニヨレバ、明年、改入、及、歲、出、其、二、也

千萬弗余ニシテ財、除、ソル、ト、市、ノ、諸、公
 課、全、率、決、議、案、ニ、ヨレバ、本、誌、カ、ニ、辨
 カ、一、門、第、五、項、本、年、改、課、税、率、ト、差、異
 アルヲ認メズ

第二門 馬來聯邦

一 州禁菸入税 (十月一日官報附録 告示第百三二〇号)
一九二三年稅務法 第二一條ニヨリ 附其ニモル
州禁菸入税ノ
左ノ通リ定ム

州禁菸

一 州禁菸ノ入税ハ

但シ 州禁菸ノ入税ハ 州禁菸ノ入税ハ 州禁菸ノ入税ハ
ノ營業者ニ對シテ 免税トスル
ル場合ハ 免税トス

一九二三年農務部年報 (十月十日官報附録 告示第百三二〇号)

吉ノ椰子・稻作ノ初ノ果樹・油椰子・織以
植物等ノ報告者 見ニ 農業家ノ好者者
タラズルハ了ラス

三 遺放令修正法案 (十月二二日官報附録 告示第百三二〇号)
主トシテ 可憐上ノ修 正トスルニナリ

四 漁業法案 (十月十日官報附録 告示第百三二〇号)
本業ニ 現行漁業ノ 諸法 規ヲ 整理 修

正セトスルニナリ 海峽植民地ニ 於テモ 同様ノ
法案ヲ 考量中ニナリ

五 警察法修正法案 (十月十日官報附録 告示第百三二〇号)

六 護法取引商法修正案 (十月十日官報附録 告示第百三二〇号)
本 護法 現行法ヲ 整理 改善 セントスルニナリ

改正新條 現中ニ 十八條 十九條ニ 護 法
部ノ 却復 買入ニ 登録 証書ニ 表 書
ヲ 要シ 十八條ノ 規定ト 相 悞 テ 各國ノ 此
種 新 記 録 セントスルニナリ

七、護法は裁判官規則中修正（十月元日官報附録告示第百三十三號）
 本年六月二十五日附官報附録告示第百三十三號
 三五九二號細則中改変を加へ本年
 十月三十一日より實施す。

第三門 乘券

一、旅券法第百一十條（十月十日官報告示第百四十三號）

本法ヲ制定セントスル目的ハ入國者ノ取締
 リ主レカ爲メ特ニ旅券ノ呈示ヲ爲シシメ
 トスルモノニシテ

其ニ條ニヨレハサルレハ入國者ニ對シテ
 諸規程ヲ設クル事ヲ得

(a) 國籍又ハ其元ノ住所ノ可移券又ハ書
 類ヲ呈示セカレモノ陸海空各中始メ

其内ニ入ル事ヲ禁シ

(b) 外國者ニ對シテ諸規程ノ訊問ヲ爲シ又ハ

其内ニ入ル事ヲ禁シ

(c) 外國人ノ旅券ニ對シテ其國領事官

一 査証ヲ受ケルメ
 (a) 印紙税は規定ノ可取料ノ代
 トレヲ又、其以外ノ可取料ノ代
 (b) 旅券券ノ書類ニ基ルル規定ノ設
 ヲ
 必達及者ニ對シテ一ノ年以内ノ禁錮
 又、一ノ年以内ノ罰金又、兩者ノ併
 科スルヲ罰則ノ定ムル事ヲ
 著

第四門 北カル不才冊

一 輸入税章中変更(十月一日官報告示第306號)
 一九一三年制定果糖及消費税法第十三條ニヨリ
 一九二〇年告示第124號ヲ以テ公布セラル
 輸入税章中凡此諸子ノ輸入ニ對シテ本年
 十月一日以降凡ノ團ヲ輸入税ノ課ス
 米十、八
 燐寸 小箱入一包ニテ 〇・〇八
 コトト世豆油 一カライニテ 〇・〇四
 又那煙草 一カライニテ 〇・五〇
 酒 一カロニテ 三・〇〇
 二 牡牛輸出禁止(十月一日官報告示第309號)
 関税及消費税法第十三條ニヨリ今後ハ理事
 官發給ノ特許ヲ有セザル限リ牡牛ノ輸出ヲ禁ス。

第五門 サラワクヲ

一 食料品店建設管理細則(十月二日官報告五九〇二號)
クケニ市制施行一四二號、ヨリ別定セルモノニシテ
食料品店建設販賣人ノ遵守ヲ要ス
二 特許規則中追加(十月十六日官報告五九二一五號)
一九二二年告示五九二一五號本規則并五條、左ノ一
項ヲ加ス。

一 特許申請振ノ出願了ルル時ニ登録官ニ
三月間官報紙ニ之レカ要領ヲ公示シ尙ホ其
細書ニ其ノ可數種ヲ納ケルニ於テハ
ニラズ之レノ閲覧スルコトヲ得。
一定期間内ニ於テ異議ノ申出ナシトシ場合ニ
特許證書ノ交付スルレ。

公 信 案

大正三年七月拾貳日接

文書課長

文書課
長
印

文書課發送

大正三年七月拾貳日發送済

淨世 (山本) 正校(原稿) (淨世) (甲)

主 管 通商局長 了 任 主 任 了

(起草大正三年七月十一日) 山本
大正三年七月廿三日 接

通商 普通第八三號 大正三年七月十一日附 附屬書 通

受信 在新嘉坡

人名 浮田總領事宛

發信 人名 伊集院大臣

件名 海峽殖民地現行法規抄譯集
送附件

綴 込 名

本年八月十四日附公第九三號普信了以海峽殖民地現行

法規抄譯集十部別便了以海峽殖民地現行法規抄譯集

公 信 案

外 務 省

右印刷物ハ片以了未着在國艦大震災之際減生也郵便物少

カレシテ横ハ在亦 同様に災厄ニ遭タルハ中ト被恩科候二月ハ能御

送附了送了八更之右印刷物十部再送附方自然御取計相成度此抄申

進候也

分
會
要
再
回

附屬書類添付

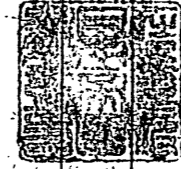
雙歐齋 第三課

公第 二七八號

大正十二年十一月三十日 渡込名

右 新嘉坡

總領事 浮田 郷次



外務大臣 野島 財 伊集院 彦吉 殿

海峽殖民地立法會議ニ就テ送付ノ件

送 込 馬 封

右ハ萬國議員會議參列ノ途次當地ニ寄港
シタル本邦議員團員土岐衆議院書記官ノ
依頼ニ基キ乙津副領事ニ於テ作成セルモノ
有之候處何并御参考迄右一部茲ニ及
御送付候敬具

要目付

館事領總本日坡嘉新在

323
12.19

館事領總本日坡嘉新在

追テ去政書記官ニ直接渡送済ニ
有之候間為念此段申添候

本

外務部(在任)

海峽植民地立法會議ニ就テ

一、總説

海峽植民地ハ馬來半島中ノ(一)新嘉坡島(コロン島・クリスマス島ヲ含ム)(二)檳榔嶼(対岸ケエルズレー及ティンティンガヲ含ム)ニ馬拉加回ラアランヨリ成リ其統治ハ英皇ノ親任セル總督兼司令長官 (Governor and Commander-in-Chief) 一普
 通單ニ總督トシテ行政會議及立法會議ノ翼ヲ得ラセテ行ス

立法會議ニ官吏議員及非官吏議員ヨリ成リ議員ノ數ハ官吏非官吏議員略イハシ而シテ近時非官吏議員ノ數必シモ政府ノ施策ニ對シ容々追從スルカ如キユトナキモ總督ハ會議ノ議長タルト同時ニ一議員ノ資格ヲ有シキヤスランガ、カオートクテ格ニ店ルヲ以テ實際ニ於テハ諮詢機關タルニ不過ヤノ觀ヲ呈スルノミナラズ本國政府ノ之ニ對スル監督權強大ニシテ其立法事項ハ制限セラレ會議ヲ通過シタル法律案ニ總督ニ於テ同意 (Assent) ヲ其レレタル場合ト雖モ皇帝ハ易保セル

有認推ッ以テ之ヲ否認スルコトヲ得
 彼ノ濠洲若クハ加奈陀等ノ独立セル立法
 議會ハ時トシテ本國ノ改革ヲ左右ス
 ルノ勢力カク有ルニ比スルトキハ彼等ノ間
 ニ霄壤ノ差アルヲ見ルナリ
 尤ニ海峽殖民地立法會議ノ組織權
 限、會議ノ召集、議事方法等ニ就テ
 説述スルニ
 二、組織

立法會議ノ組織ハ一九二一年勅書
 (Letters Patent) 及訓令 (Instructions) ニ規定
 セラルル者
 官職上當然議員タル者 (ex-officio member) 七名

總督ノ任命スル官吏議員 Official Member 四名
 總督ノ任命スル非官吏議員 Non-official Member 八名
 (内ニ名々新嘉坡及檳南高業會議
 所ノ指名ニ基キ總督ニ於テ任命ス
 ルモノナリ)

ノ十九名ヨリ組織セラレ居ルカ昨年未
 改正セラレ

- 官職議員 一三名
- 官吏議員 二名
- 非官吏議員 一三名

即チ二十七名ニ増員スルハ、コトニナ
 リタルニ後記ノ理由ニヨリ現任議員ハ
 總督ヲ加ヘ二十五名ナリ

官職上当然議員タル者即ケ官職議員
ノ左ノ如シ

- 一 總督 Governor
- 二 軍司令官 General Officer Commanding the Straits
- 三 民政長官 Colonial Secretary
- 四 使節理事官 Resident Commissioner, Penang
- 五 検事総長 Attorney General
- 六 財務局長 Treasurer
- 七 土木局長 Colonial Engineer
- 八 馬拉加理事官 Resident Commissioner, Malacca
- 九 教育局長 Director of Education
- 一〇 文部事務局長 Secretary for Chinese Affairs

以上勅書ヲ十四條前段ニヨリ指定サレタルモノ

一 衛生局長 Principal Civil Medical Officer
 二 土地局長 Commissioner of Lands
 總督ニ依テ任命セラル。官吏議員及非
 官吏議員ハ皇帝ノ勅許ヲ要スルモノ
 ナリ。二名ノ官吏議員中一名ハ警視總
 監ノ職ニ充ル者ニシテ他ノ一名ハ官職上
 当然議員トナルコト職務即教育局長
 代理ヲ勤メ居ル為メ官吏議員トシテハ目
 下一名欠員ナリ又従前ノ非官吏議員ハ
 名中美國籍又那人議員一名ノ外ニ終
 テ新嘉坡、緬南、馬拉加土佐、英國人
 ナリシガ改正ノ結果、又那人三名ニ増
 加セラレ外ニ印度人、混血人及馬來人

リ其代表者トシテ各一名宛新ニ任命増加
セラル、コトナリ本年々初ニ於テ支那人混
血人及印度人議員ニ夫々任命セラレタルカ
馬來人中ニホカ適任者見當ラサルモノニヤ
今ニ任命セラレズ為ニ非官吏議員ニ亦一
名議員ノ姿ナリ。
上記ノ如ク英人以外ノ議員カ増加セラレシ
ルニ要スルニ從來ノ立法會議ニ各種人種ヲ
以テ構成セラル、海峽植民地ノ実情ニ適
当ニ不直ニテ主要人種中ヨリニ夫々其代
表的人物ヲ採リ以テ會議ニ列セシメ各
方面ノ意見ヲ徴シ所謂多數民意ノ概ニ
ヲ期セントスル趣トモニ基クモノ也。下年若

ニ夫レ事々多數ノ民意ニ基キ政治ヲ行ハド
所期スル以上ニ非官吏議員ヲ民選ニヨラシ
ケルニ如カカルニ今ノ所實際問題トシ尚早
不可能ナルヲ以テメテ官擧非官吏議員ノ
數ヲ大多數ニ為サレルヘカラストテ此官吏及非
官吏議員ノ月數トシ議長ニ、キヤスケニカ
オトト有スル總督ヲ置カ微温的改良
ニ對シ不満ヲ寄ラシモノナキニアラカレニ一
ニハ今ノ所此ノ程度ニ於テ満足ニ居ルノ
外ナキモノト見做サレ居ルカ如シ。
非官吏議員ノ任期ニ三年ナルニ再任ヲ
許サル總督ハ又非官吏議員ヲ免シ又ハ
議員タルノ職務ノ執行ヲ停止スルコトヲ

10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

得
 水官吏議員ノ内譯ノ如シ
 新嘉坡商業會議所推薦者
 彼南日 上
 新嘉坡在任者
 彼南日 上
 馬拉加日 上
 印度人代表
 混血兒代表
 馬來人代表
 一 内美蘭
 一 又邦人
 一 二内日
 一 二内日
 一 (但未經定)

三 權 限

海峡殖民地ノ法律 "Acts of the Imperial
 Parliament" 即英國議會ノ通過ニシテ
 法律 "Orders of the King in Council" 即イ
 密院令及当地立法會議ニ依テ制
 定セラルルモノナルカ、当地立法會議カ皇
 帝ニヨリ委任セラレタル事項ニ千九百十
 一年二月十七日附テ以下ノ附セラレタル
 勅書ノ内三項ニ據ルモノニシテ即チ
 海峡殖民地及將來其領域ニ入ルコ
 トアルコト地ニ於ケル安寧秩序ヲ維
 持シ本國人其他外國人ノ取締ニ
 必要ナル法律規則ノ制定ニ法律

及司法官ノ構成・訴訟司法及財
務行政ニ關スル規則手続裁判
定ニ關スル事項也

之レヲ右ノ外英國議會令ヲ通過シタル法律
ニ依テ當立法會議ニ附與セラレタル立法
事項アリ即チ右ノ如シ

(一) 野蠻人・未開人并宗教上ノ智識ナキ
人ノ證據詞ニ關スル法規制限ニ
關スル事項

(二) 郵便局ノ設置及郵便制度ニ關スル法
規制定ニ關スル事項

(三) 千八百九十一年海軍懲罰法 *Admiralty Act, 1890*
*Admiralty Act, 1890*ニ依リ領域内ニ於テ

負傷シ領域外ニテ北云ニシル事件
ニ起目スル犯罪ニ關スル審問系統
法規制定ニ關スル事項

(四) 千八百九十五年 *Marriage Laws Validity Act, 1895*
ニ據リ法廷ノ開設改廢変更ニ
關スル法規制定事項

西千八百九十五年領民結婚法 *Marriage Act*
*Marriage Act*ニ據リテ領民地内ニ於テ
婚姻ニシテ當事者カ英國法ニ據リ
テ孰レモ其資格ナル場合他ノ領
域内ニ於テモ其婚姻ノ有効ナルコトヲ
規定スル法律ノ制定ニ關スル事

(六) 千九百十四年 英國之籍及外國人法
British Nationality and Status of Aliens Act = 此の
 殖民地内ニ於テ享有スベキ此權
 附與ニ關スル法律ノ制定事項
 (七) 千八百八十一年 陸軍法 *Army Act* / 犯
 罪内ニテ即決セラレタル罰金刑ノ
 輕減ニ係スル法律ノ制定事項
 (八) 千八百九十年 殖民地海軍々法合
 議 法 (海軍裁判所法?) *Colonial
 Courts of Admiralty Act* = 據リテ殖民地
 内ニ互ル普通裁判所ヲ海軍々法
 會議 (海軍裁判所) ト指定シ其權
 限附與ニ係スル法律制定ニ係スル

海軍裁判所ノ事項
 (九) 千八百九十四年 商船法 *Merchant Shipping
 Act* = 依リ普通裁判所ヲ海員審
 判所ニ指定スル法律ノ制定ニ係ス
 ル事項

立法會議ヲ通過シタル法律案之ニ
總督ニ提出シ日意ヲボク總督之ニ
日意シタルトキ官報ヲ以テ之ヲ公布シ
特記トキ限リ其効力ハ公布ト日時ニ
發生ス總督が通過法案ニ對シ皇帝
ノ批准ヲ得ル爲メ日意ヲ爲保シ後日
皇帝ノ批准ヲ得ル場合ハ之ヲ公布
布シ(三)皇帝ノ批准ヲ得ル者立法
會議ニ文書ヲ以テ通過スルカ或ハ其旨
ヲ公布スル事ニ依リ効力ノ發生ヲ見
ルナリ(四)當該法律案ハ当初總督
ノ手元ニ提出セラレタル日ヨリ二ケ年以内
ノ元タルコトヲ必要トセラル皇帝ノ親民地

ノ法律ニ對シ否認權ヲ具備シ居ルハ
左記法律ノ制定ニ當リテハ必ず皇帝
ノ批准ヲ要スルモノトセラレテ之ニ皇
ヨリ何分ノ指令アル迄或ハ法律ノ施行
ヲ停止スル法律案又ハ總督が緊急施
行ノ必要アリト認ケル法律案ニ對シテハ
總督ハ自己ノ裁量ニ依リ臨時日意ヲ
爲ル權限ヲ附與セラレ居ル(五)尤モ
該法律案ハ英蘭土ノ法律並ニ條
約上ノ義務ニ抵触セサルコトヲ要件ト
セラル
一、神聖ナル結婚式ニヨリ結婚シタル者ノ
離婚ニ關スル法律

一、總督自身ノ為ニスル土地及金銭ノ贈与
 又、其他ノ贈與若クハ賞與ニ係ラスル
 法律。
 二、官吏ノ人号停給又、手当ノ増減ニ係ス
 法律。
 三、貨幣制度及銀行券發行ニ係ス
 ル法律。
 四、銀行組合ノ設置及銀行組合ノ且
 賦権限又、特権ノ改廢変更ニ係
 スル法律。
 五、税金賦課ニ係スル法律。
 六、條約上ノ義務ニ及スルカ
 如キ規定ヲ
 内容トスル法律。

八、海陸軍ノ訓練及統率ヲ干犯ス
 ルカ如キ法律。
 九、朕ノ大権又、國民地内ニ居住セサル
 臣民ノ権利及財産又、其本國及
 領地間通商航海ニ悪影響
 ヲ與フル結果ヲ生スル法律。
 一〇、歐洲人又、其子孫、チウカン者カ拘束
 ヲ受ケルニ不拘歐洲人又、其子孫カ
 拘束ヲ受ケカレトシテ内容トスル法律。
 一一、勲章ニ批准ヲ拒絶シ又、否認シタル
 條項ニ含マレテ法律。

四、今議ノ召集及議事方法ノ大要
本會今議、總督之ヲ召集スル期日、前會
議ニ於テ之ヲ定メ、其為以テ定メカシメ時
日あり今議ノ書記 *Minute of Council* フレテ
議員ニ通知セシメ緊急ヲ要スル場合ニハ
此手續ヲ省略スルコトヲ得但シ此ノ場合
ニハ議員三名ニ依テ証明セラル、コトヲ要
ス定メラレタル期日ニ差又アル場合ニ總
督ハ日ヲ定メテ當日ノ一日前ニ書面ヲ以テ選
知ヲ發スルコトヲ要ス今議ノ開會時間ハ
特別ニ定メサル場合ノ外ハ普通ニ午前十
時半及午後二時半ヨリトシ實際ニ就
テ見ルニ今議開會數、毎月初ノ月曜日

ヨリ兩三日ニ亘リ行ハル、
總督ハ今議ノ議長トナリ不立ノ場合ニ其
人等ニ代取者又ハ出席首席議員、議
長ノ職務ヲ執ル
今議、定足數ニ議長共四人ト議事規
則ニ定メラル而シテ召集セラル日ノ所定時
刻経過後二十分ニテハ猶且ツ出席者
定足數ニ達セサルトキハ其翌日(翌日カ日
曜、公休日又ハメールデーナル時ハ翌々日)更
ニ開會セラル
今議、政廳内ノ今議室ニ於テ行ハル
トス、議事ニ過半數ニ依テ議決セラル
可否日數ノ場合ニ議長之ヲ決ス、議

事の内容翌日ノ新聞ニテ報道セラルルハ
公的ノ議事録ハ本年初合ノ分ヨリ
表セラルル事トナリ。今議當日ヨリ三週間日
ノ全曜日發行官報ニテ発表セラルル議事
録ノ外ニ議事要録 Minutes ナルモノアリ
是レハ次開ノ合議ニ提出セラルレ記述事
項ニ對スル確認又ハ訂正確認ヲ受ケ
ル後次ノ全曜日發行官報ニテ発表セ
ラル尚右議事要録ハ毎合議後本
政府ニ送致セラルモノナリ。
法律案ノ總督及各議事之レヲ提出シ得
ル權利アリト雖モ財政ニ要スル法律案
等ハ總督ノ許可ヲ受ケテカレハ水官吏

議事之レヲ提出スル事ヲ不得。又實際
上ニ於テハ諸法律案ハ政府側提出ノ
モノニ限ラルルカ如シ。
法律案ノ原則トシテ三讀合ヲ經テ議決
セラルルモノ一讀合ニ於テハ提出者提出ノ理由
案ノ趣旨目的ヲ説明シ第一讀合ニ於テ
案其ノ價値及主義ニ對テ討論セラル
次ニ案ノ委員合ニ附議セラル必要アリ此
際修正ヲ加ヘラレテ三讀合ニ報告セラル
可否ヲ決ス斯ノテ可決通過レハ法律
案ノ書記ニ依テ何日通過ノ旨記入セラル
總督ノ爲メ其元ニ提出セラ

改正意見

立法會議ノ改正意見トシテ今春其概
張實現セラレシムコト、テ今ノ所無ニヨウ
ナルニ概張ノ結果三名ノ支那人議ヲ令
議ニ出ス、コトヲ得タル支那人社会、右三名
ヲ保護士、栽培業者及資本家ナルヲ
以テ更ニ実業家ヨリ一名ヲ選出セラレコト
ヲ希望シ店リ又回教ニ屬スル印度人
印度人及錫蘭人ノ代表トシテ選ハレシムル
議ガ回教徒外ル理由、下ニ日議ガ、
依リ利益ヲ代表セラル、コトヲ喜ハサルハ
アリテ其任命當時印錫人ニ依テ行ハ
レタル轉迎令ニ、印度回教徒ニ、加

ハラカリン由ニテ更ニ同教徒中ヨリ一人ヲ
官選セラレンコトヲ希望シ、アリ混血人
ニ從來西洋人トシカ不又東洋人ナシ
ノ兩者間ニ仲介外レノ取扱ヲ受ケ店リ惠
心面白カラカハ感情ヲ抱キ店リシ際ノコト
、テ其代表者ヲ立法會議ニ見出シ得、
ルコトニ對シ至極満足ノ体ニ目下只數日
種族間ノ結束ヲ固フスルニ、獨心シ店ル如
ク混血人ノ概ニテ知識階級ニ屬シ栽培
クラーラ、教師ノ職業トスル者多、其財
的勢力到底支那人ノ夫レニ及ハサルニ、
支那人視ト共ニ当方面ニ於テ多望ナル前途
ヲ有スル者ト見做レ店リ、馬來人代表

前述セル通り未だ任令ヲ見カレズ早晩其
任令ヲナカレハカウサルヤと視測セラル。

三 経費、事務負算
立法會議ノ事務ノ掌ル官吏、民政部
ニ隷屬スル會議書記 *Block of Council*
レテ特ニ會議事務局ノ如キエノ存
セズ、從テ其経費、如キエ豫算乃至
決算表中ニ特ニ記テキソ以テ知ルニ由
キエ前記書記ノ年俸、或チ百或
拾弗ニシテ議々ニハ歳費、或チ如キエ
ノ支給セラレハルニ付其経費ノ如キエ
議其物ノ規模ニ鑑ミ輕
トシ想像セラル。

第 二

普通
第 329 号
12.25

館事領總本日坡嘉新在

附屬

大正十二年十二月四日

第 二 八 三 号

監理課

別紙添付

新嘉坡

新嘉坡

總領事浮田郷次

外務大臣男爵伊集院彦吉殿

英領南洋法令要録、第十二号

右一部別冊及御送附候間御査閱相

成度候 敬具

REEL No. 1-1097

0091

第一二號

大正十二年十二月五日

新嘉坡日本總領事館

美領南洋法令要録 十二月號

附 判決例

第一門 海峽殖民地

一、美國及ケ列州間新協約締結(十月日官報外告示一六四號)

(十一月二日調査資料一三六ヲ以テ譯出)

二、護送制限規則中取消(十月日官報外告示一六九五號)

一九二三年七月二十七日官報告示一八九二號

告示ノ制限規則一一條ノ一三項ヲ取消

ナル

三、護送輸出可能量(十月日官報外告示一六九六號)

十一月一日ニ始マル一期間ニ於ケル護送輸出可能量ハ六十パーセントト定メラル

四、一九二四年公休日(十月九日官報告示一七四九號)

新 年

一月一日

パブリックハリデー

タイポリーサ

一月十五日

バンク、ハリデー

又那新年

二月五日

バンク

カット、フライデー

四月十日

パブリック

及其翌日

四月廿一日

バンク

イースター、デー

五月六日

バンク

ハリデー、ポアサ

六月三日

パブリック

英皇陛下誕辰日

六月九日

バンク

ウサト、マンデー

八月二日

パブリック

八月二日、土曜

八月四日

バンク

十月二日、土曜

十月十五日

パブリック

クリスマスデー
及其翌日
十月三日
パブリックハOLIDAY

五、一九二四年度豫集法(十月十日官報告示第一七七八号)
本誌第十號所報本件豫集法、本月九日
立法會議ヲ通過シ法律第一七號トシテ
公布セラル

六、土耳其國ト通商開始(十月三日官報告示第一八〇〇号)
歐洲大戦以來通商禁止令ニヨリ禁止サレタ
ル土耳其トノ通商ハ今回解除セラル

七、白婦人貿易取締施行(十月三日官報告示第一八〇〇号)
本年七月三日附根密院令(Obtacktion)(White
Slave Traffic) Order in Council, 1923ハ当地民地
ニモ実施セラル

八、法律案成立

左記法律案、十一月五日立法會議ヲ
通過シ十九日終督代理ノ承認ヲ得タ
リ

市制法修正法(一九三三年法律第一八號)

農業資金融通法(一九三三年法律第一九號)

港法修正法(一九三三年法律第二〇號)

郵便局法(一九三三年法律第二三號)

九、活動寫真取締法案(十月三日官報告示第一八七七号)
現行法律第一〇六號劇場法第三三項ニ於
テ活動寫真取締ノ規程存セザルニテ、
ルモ近年活動フィルムヲ以テ政治的又ハ人
種的面白カラサル宣傳ノ具トナスモノ、
アリ旁々一層之レを取締ラシムル必

業

業

業

業

業

要上茲ニ特別法ヲ制定セントスルモノニシテ前
記劇場法中ノ当該條項ヲ廢除セラル
ルキモノナリ。

十、概算士試験規則(十月三日官報告示第六八六號)

法律第一三五號船舶法第三條ニ基ク

概算士試験規則改正ノ分公布セラル。

十一、労働階級(十月三日官報告示第六八六號)

九記労働一九二三年労働法第九編ノ規

定ヲ適用セラル、事トナレリ。

タイル、管、石灰セメント製造。

木登。

鑛石又ニ鍛冶業

鍛

十二、議事録(十月三日官報附録第一二八號)

十月二十九日三十日及十一月五日ノ立法會議々
事録公表シル。ラウンス、スカラー、シフ、ニ案ナル
問答、日本震災救助金ノ支出、地所購入
費支出ニ案スル勸議成立又小官吏議者
ラウカーケ、カ、ヨリ政府ノ契約ニ地方の商人
ニ注文スルニ勸議ヲ提出シ長演説アリ
政府側、購買政策ヲ窺フニ是ル。
十三、刑法、武器爆薬物法、邊警罪法、刑事訴
訟法、結社法中修正法律案(十月三日官報附録外
近時罪人續出ノ事實ニ顧ミ何レモ刑事的所
罰ヲ嚴トラシムルニアリ。
十四、新輸出入品目表施行(十月二七日輸出入局長ヨリ各外字新
開紙ニ通告)

来ル一九二四年一月一日ノ貿易統計ニハ暴ニ改
正サレタル美屬馬來出入口貨物一覽表場
記ノ科目及量目ヲ採ルル事トナレルガ故
出入業者ハ今日以降該表ニ準據シ通
告ヲ要ス。

一五、義勇兵法改訂法(十月三十日官報告示第六五號)
右十一月五日立法會議ヲ通過シ今二十日總督
代理ノ認可ヲ得一九二三年法律ヲ二四號トシ
テ公布セラル。

一六、自動車法修正法(十月三十日官報告示第六五號)
修正ノ目的ハ自動車高加数者ノ自動車ノ所
有シ高用ニ供スルモノアルニ依リ現行法ノ不備ヲ
補ヒ自動車高所有者ノ審判札發行ニ新
規程ヲ設ケントスル事ニアリ。

一七、外國人旅券査証手数料中改正(十月三十日官報告示)
法律ヲニ七號ヲ教科中海峽殖民地旅券官
ニ於テ白、伯、ガルナリア、コロニア、クローニア、丁、佛、國
人ヨリ徴収スルキ旅券査証料改正セラル。

八、日本人裁培協会解散（十月三日官報告示第六四號）
右解散の案を告示せらる。

第二門 聯邦州

一、都市計畫法（十月一日官報附録告示第六九三號）

右の聯邦議令を通過シ一九二三年法律第

一九號トシテ公布セラル。

二、護謄制限規則中取消（十月一日官報附録告示第六九三號）

本年六月二十五日官報告示第六五九二號ノ制限規

則を五年ノ間ニ之レヲ削ル。

右の護謄生産額評定方ニ關シ埋民大抵

ノ裁定ヲ見ル迄現行評定生産標準額

ヲ適用スルコトナリタルモノニテ追テ埋民大抵

ノ裁定ヲ見ルニ至ラハ十一月一日ニ溯リ其効力

ヲ及ボスコトナラナリ。

三、印度苦力監督官着任（十月一日官報附録告示第六三三及七三三號）

英領馬素ニ於ケル印度人苦力監督官トシテ此程印
度改付 *Rev. John D. Coulman's Indian Policy* フ任命シタル
加令官ニ據ル非労働法ヲ七三條ニヨリ印度人
ヲ使非セル場所ニ至ル状況監視ノ権限ヲ有スル
モノナリ。

四護護務輸出可能量(十月三日官報附録告示方七三三ノ條ニ
十一月一日ヨリ明年一月三十一日ニ於ル一期間ニ於ケル
護務輸出可能量ニハ十パーセントト定メラル。

一九二四年度豫算案(十一月官報附録告示方七三三ノ條)
本案ニ依リ明年度輸出輸出豫算ハ六〇・一三五
四三一ノ條ニシテ全部四十九款ヨリ成リ其非別添費ハ
聯邦四三・二八五ノ條ニシテ三・三五、三二五ノ條ニシテ
ンノシテ四・七八九・二七三ノ條ニシテ三・二四〇・二四ノ條

ノハハニ一、五三八、二三四ノ條。内各州首長等トシテ計上サ
レタル高キヘラニ三〇三・五七五ノ條ニシテ三・二四一・一七八
ノ條ニシテ三・一八五・〇四九ノ條ニシテ三・六六三・五九九ノ條ナリ。
六、輸出従價税品目及價格表(十一月官報告示方七三三ノ條)
右發表十二月一日ヨリ実施スル事古告ヲモラル。

第三門、柔佛州

一、護謄生産制限規則中取消(十月四日官報外告示才五四號
本年七月三十一日官報告示才三二號)本規則第五條
ノ第三項ノ削除セラル。
右ノ本誌才二門第三項ノエノト日趣音ノモノナリ。
二、護謄輸出可能量(十月四日官報外告示才五五號)
右ノ本誌才一門才三項、才二門第四項ト日性質ノモノ
ナリ。
三、商業及稅律改正法案(十月三日官報告示才五三號)
右ノ一九三三年法律才九號)商業及稅律法案ニ一
九三三年法律才九號)令修正法ヲ廢シ新ニ
之ヲ代フルコト統一的法律ヲ制定セトスルニ
ノニシテ該法案ニヨレバ「ユニ」ニテノ制限ヲ

附其スルコトナリ。

- (a) 課稅品ニ對スル價格ノ評定方。
- (b) 掛過キ稅ノ返戻方。
- (c) 掛不足稅ノ取立方。
- (d) 場合ニヨク稅令ノ割戻方。
- (e) 報酬給與方。

又違及者ニ對スル罰則ヲ嚴ニス。

四、法案成立(十月三日官報告示才五四號)

左記法律案ヲ十月二十四日外令議ヲ通過シ夫
々法律トシテ公布セラル。

禽獸保護法(一九三三年法律才十號)

柔佛義勇兵法修正法(一九三三年法律才十一號)

旅券法(一九三三年法律才一二號)

五、水道料（十月二日官報告示ヲ五六一號）
 シヨホール・パールニ於ケル給水料左ノ通り定ムラル、
 私有 一千カロンニ付 三拾仙
 商用 五拾仙

第四門、北ホルカ州

一、稅業許可証料金（十月二日官報告示ヲ三四九號）
 （本誌第三號第四門第三項報道、料金を廢止せん）
 一九二六年稅業法第十三條ニ基キ
 一、凡記船舶ノ船長、州内ノ或ル地ニ着ル時當
 該地方ニ於ケル稅業主任ヨリ稅業許可書
 ヲ申受ク、右許可書ハ該船發着地最寄
 ノ官署ニテ受取ルベキモノトス、
 二、許可書發給ニ対シテ凡記可教科ヲ徴ス、
 (1) 本州ニ登録スレタル登録船ニ對シテ四拾七ヲ起
 へカル土人又ハ那船、
 (2) 附近外國ニ入港ス外國船ニ對シテ一拾ニ付 一弗
 (3) 州内航行ノ場合ニ對シテ 十仙
 前記可教科ノ港稅及燈台稅ノ代リトシテ仕

掛フヘキモノナリ。

(2) 本州ニ登録セラルル船舶ノ登録料以下ノ小蒸汽船

(a) 附近外國領ヨリ入港又外國領ニ帰航ノ場合、一往行 二十仙

(b) 州内航行ノ場合、出發ノ際 十仙

(3) 本州ニ登録セラルル船舶ノ登録料以上ノ小蒸汽船、

(a) 州内航行ノ場合、出發ノ際 二十仙

(b) 本州ニ登録セラルル船舶 無料

(5) 本州ニ登録セラルル船舶前記諸船ニシテ外國領

ヨリ入港シタ

外國領ニ出發セル船舶ノ乗客(ラヂヤ、サウワ、カネ、チ、チ、チ)大人男子一人ニテ一仙

内 婦女及小兒一人ニテ半仙

前述ノ登録料ノ外税金、許可証發給ニ対シテハ

別ニ手数料ヲ仕掛ノヲ要セス。

三、一九一六年告示第九三號中ノ手数料ニ係スル部

分、今年告示第九六八號及本年告示第九七七號

ハ之レヲ廢止ス。

ニ港税及燈台税仕掛免除(十月二日告示第九三五號)

一九一四年港法第九十八條ニヨリ單ニ石炭積取ノ為

ニハケツク及サンカカン、ニ寄港スル汽船ニ対スル港

税及燈台税仕掛ノ免除、之レヲ一九一四年十二月

三十一日マデ延長ス。

三、自動車取締規則(十月二日告示第九三五號)

ニエントシテ及サンカカン、ニ施行サルベキ本規則公布

セラル。

四、車輛取締規則(十月二日告示第九三五號)

州内使用ノ車輛、特別ノ場合ヲ除ク、外登録ヲ

要ハ、為ホ本規則ヲ以テ各種車輛ニ対スル課金ヲ定ム。

五、道路課金法実施期(十月官報外告示第三五號)本誌第七號所報本法実施期一九二四年一月一日トアルハ、總督ニ於テ官報ニ告示スル日ヨリ施行スト改正セラル。

六、土地下渡規程(十月二十日發行英領北ボルネオ、ヘラルト)現行土地下渡規程ハ土地特ニ小面積ノ土地獲得希望者間ニ往々混雜誤解ヲ興フルモノアルハ故今固テ之ヲ改正ス。

一、慣習ニヨリ土人ニ貸付ラル、土地ヲ除キ凡ソ六百四十英及以内ノ土地ハ如何ナル耕作ニ使用サル、ヲ問ハズ左記條件ニテ之ヲ下

渡スルニ但シ官報ニ掲セラル、特別有利ナル土地又ハ森林向ニ於テ特ニ商業的ノ多量ノ樹木ヲ有スル旨報道セル、地積ニ対シテハ「プロレミアム」課スルコトアルヘシ。

條件

- 一、プロレミアム 無し
- 二、最初ノ六年間 借料ナシ
- 三、其後ノ四年間 借料毎年一英及ニ対シ 五拾仙
- 四、其後ノ借料 全 三弗
- 五、六百四十英及以上ノ土地ニ対シテハ當局ノ承認スルニ於テ前記ノ條件又ハ貸借者双方ノ協定ニ係ル條件ニ依ルモノトス
- 六、魚料若クハ底層借地料納付期間ハ政府

ノ業認ナリノ濫リニ該土地ヲ讓渡スルヲ得ズ
四千英及以内ノ土地使用ヲ對シテハ木材
切出税ヲ課セラルコトナシ

五、左記土地耕作條件ヲ履行ス

(1) 凡テノ場合ニ於テ土地証書作成日より
六ヶ月以内ニ開墾ニ取掛ルベキ事

(2) 百英及以内ノ土地ハ三年以内ニ全部耕
作スベキ事

(3) 百英及以上六百四十英及以内ノ場合ニ於
テハ全面積ノ五分ノ一宛逐年耕作スベ
キ事

(4) 六百四十英及以上ノ場合ニ於テハ本宜
言ノ規程ニヨルト雖モ耕作・借地料・没

収其他ニ課シテハ總督ニ於テ之レヲ定ム
契約土地ノ割讓等ノ場合ニテハ右
分割英及分ニ對シテハ政府ニ於テ定ム
ル所ノ地代・耕作條件等ニ從フベキ事
尚魚料下渡地ニ對スル分割地ニ對シテ
ハ地代ヲ徴スルヲ得ズ

(5) 耕作ニ課シ別ニ條件ナキ時ハ当該土
地讓分ケノ際ハ其百英及以内ノ百英
及以上六百四十英及以内、又ハ六百四十英及
以上ノ場合ハ夫々前項(2)(3)又ハ(4)ニ依ル
而シテ分割地上ニ於ケル耕作條件
ハ該分割地登記ノ日より施行セラ
ル

六 借地申込者其土地ニ如何ナル作物
カ最ニ適當ナルヤニ付テ指導ヲ求メラ
レタシ

七 美領土住支那人ニシテ北ホルネオニ親
戚知ニテ呼寄メントスル者ノ為ニ政府ハ
現行移民奨励金制度ヲ繼續シ一九二
四年ヨリ一九二五年迄在表割当人員ニ對シ
旅費ヲ給與ス希望者ニ是レマテ同ジク
各地理事官マテ出願サルハシ

左記

- 一 東海岸地方 一年間 一〇〇人
- 一 サンガニ地方 一年間 一六〇人
- 一 タカワ地方 " 一五〇人
- 一 西海岸地方 " 三〇〇人
- 一 内地 " 二〇〇人

第五門 サラワク外

- 一 毒劇藥法中修正(十一月官報一九二三年法令ヲ六號)
- 一 一九一七年法令ヲ三八號毒劇藥法ヲ三條、九條、
及十二條ニ修正ヲ加ヘラレタリ

判決例

一 商標権侵害ニ関スル判決例

(現行法規抄譯集第四頁商標記法部参照)

十一月六日高等法院ニ於テ *Man Shun Co* 及 *Sang de Mahe* ヲリ *Man Tobacco Co.* ニ対スル商標権侵害問題ノ審議アリ右ノ原告ニ於テ少年使カシ又一般ニ知ラレタル葉巻煙草商標タル「A」字ヲ被告ニ於テ侵害セリト云フニテ、原告ノ勝利トナリ、ハレット・レナード判事、インジャンクションヲ其ノ且ノ損害額ノ調査ヲ命ゼリ。本件聴取ニ當リ原告側辯護士アポコット氏「特ニ力説シテ曰ク当方面ニ於テ「主トシ

テ不又ノ画用画人ヲ相手トスルモノニシテ彼等ノ間ニハ思想、言語又リ視線ノ確否并ハ格別問ク所ニアラズト云ヒ判事「之レニ賛シテ曰ク本件葉巻ノ需要者「主ニ中以下ノ者ナルコト而シテ其大多数「無字ナルヨリ見ルニ(被告ノ所為)一般購買者ヲ欺クモノニシテ正ニ原告ノ商標ヲ侵害セルモノナリ」云々ト云ヘリ。